

金澤藩 菅家累譜

乾

和書門		三二二三〇	二册架函號類
-----	--	-------	--------

272

庫文閣内	和書
五五函	三二二三〇
一八架	二册架函號類

86

内閣文庫	
番號	和 32330
冊數	2 (1)
函號	155 272

史

155-272

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 cm

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale

G Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak



菅家累譜

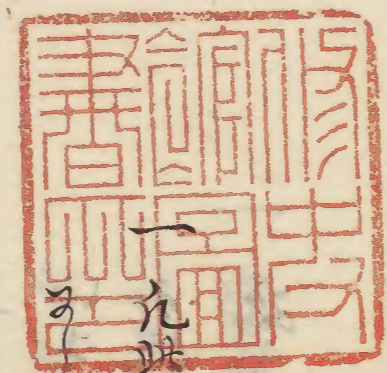
歷公之譜

天

開
86

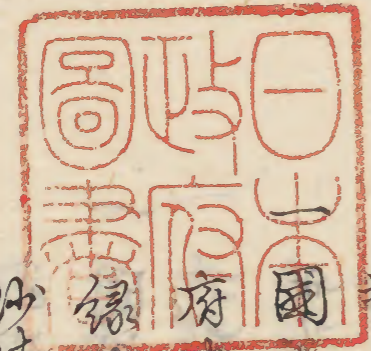


575 001



凡例

凡此譜を撰ぶるに至りて諸記載求て是を比較せしむ事區
りて其愛を口うを獲きものありしは愛をおかぬ事
心を用ひ参考して実跡の所在を以て本書に記す



我は又本書に省きし説は此未だ記して考の一助とす
國祖の御誕生を天文七年八月十四日の夜と云説あり掖前公
府中又立城あり候也此誕辰の御祝ひを賜りしに八幡の
縁に當り誕生を記しし目出度は事と云はる事其後
沙汰中七一事を承傳て府中の町人金屋治右衛門者金
府にあり丹羽孫兵衛と評りしと此是実説なり候と云
然るに御系圖等は十二月廿五日とあれは本書は是を誤り
一或記ふ國祖の天正十二年六月少將右衛門督兼筑前守に任

此の任國の並なありし孫江郎殿と稱せられし又同十八年
小田原陣の刻有記の如く源書孫也と書れりあり 不祖の源友
活の記 瑞龍公の紀ありし文禄二年名古登傳の存
て甘味の源系肥ありし出羽守たりしとあり 源系の叙爵せし
ハ天正九年されたる也 又其年二年九月冬歳に任
りし時紀ありし並られしとあり 説はあれしとあり 叙令せしあり
ありし中書所夜活の説は是なり

一 或は 瑞龍公文禄四年 中将に任りしとあり 近年幕下
の士小田又統の撰ありし 録撰武家補任ありし由是れは
は 惟成書に又之を記ししなり

一 微妙公文禄二年 十月廿五日 降誕し 一二日に又之たれを多し
今年四月十六日とありし中書所に記ししものあり 又紀國

名古登の降誕して 記せし所也 一説ありし惟成書に
又之を記しし 異説と云ふ

一 利政君を一説は天正六年 越前守に任せしとあり 大徳
記に寛永十年 卒し 一説は元龜三年 誕生の
實ありしとあり

一 利政君諱の文字を利正と記ししあり 源書孫の惟成書の
よりの字書れしとあり 一説は利正とあり

一 微妙公の法女 滿姫君の誕生は 康保四年と記ししあり
とあり 時ハ二十歳斗の辰年とありしなり

一 微妙公 齊末男 鶴松殿の誕生は 天正十年 十月十日 誕生し 齊系系にありし
將軍家 齊末男 鶴松君は 此年 十月十日 誕生し 齊系系にありし
一 一説は 齊末男 鶴松君は 此年 十月十日 誕生し 齊系系にありし

かく能てしゆり受来形
 一 微妙元和九年の所請を利常と改めしと云後也是と云
 一 非より寛永初年の年号能てしゆり寺社領等の所請を利常と
 裁られしもの數多あり陽廣公初より此一字を能てしゆり改定し
 お違ひ
 一 松雲公所之版を康應二年十二月廿七日に能てしゆりし三年正月
 十二日の方儀なる所本書は是より能てしゆり

前田家大綱

菅原姓

自秀吉公賜豐臣姓
 後改源姓又改菅原

本國 尾張

領國

加賀 江沼郡一圓能美郡之内
 都合七万百七十石余除之
 能登 四郡之内高壹万石
 除之

越中 婦負郡一圓新川郡之内
 都合十万石除之
 近江高島郡之内三箇村 今津弘川
 海津中村町

領高

百貳万五千貳拾石貳斗外合
 加州 三十四万六千四百五十五石四斗七合
 能州 二十万六千三百八十二石八斗四外
 越中 四十六万九千七百五十四石七斗七合
 江州之内 二十四百三十三石二斗六外二合

家紋

梅鉢 替紋 菊 五七桐

江戸屋敷

上本郷五丁目 中駒込 京都抱屋敷 三條河原町
 下平尾 下深川

大津抱屋敷 北ノ保 中ノ保 大坂抱屋敷 中之島

末家 富山 大聖寺 庶流 七日市

同姓 高辻家 前田信濃守長繁 七日市 庶流兩家

菅原

前田定大郎

大納言利家卿

御父前田縫殿助利春朝臣其先ハ菅原相利也系圖の巻

公天文七戌の年十一月廿五日尾張國荒子の城ニ誕生す

御童名ハ犬千代丸殿と稱す成長の後孫四郎利家と改 同二十一年られ再び又左衛門と改めり 亥

の年織田信長公ニ仕へり采地五十貫と 同廿二年賜 丑の年八月

十六日尾州海津合戦ニ敵を討て首級得り此の時陣と 弘

治二丙辰の年八月廿四日信長公舎弟織田信行と尾州稻生ニ

於て合戦り之の時信行の侍官并勤者等々為り 公右の眼下

を射させ其矢を被りし言并に突伏首取て信長公の宴檢

小備へり信長公大ニ感して所領の地加へ賜り百貫を賜り此の地

海津之戦家譜為
廿年之事是也今
係廿二年誤矣

合し百五十貫と云

永禄元戊午の年正月尾州岩倉の城責は首を取らぬ同き二

己未の年故あつて信長公の同朋を切害し依り勘氣

を受給し此等被童坊公所の并を同き三庚申の年五月十九日

尾州桶狭間の合戦は朝怒は首なき山崩りて首二ツ切

らぬ此は孫四郎と改め同き四辛酉の年五月十四日

合し更は賞給し此は孫四郎と改め同き四辛酉の年五月十四日

濃國森部の城責は先は遠き首二ツを得り信長は是を賞し

勘氣を免さし頓て所領の地加へ賜三百貫を賜り今中ての地

同き六癸亥の年五月同國海の侯は一戦の時首を取らぬ同き

七甲子の年八月五日同國稻葉山後改阜の城責は先は遠き鑑

を合せ首を取らぬ同き十丁卯の年十月信長は鏡の衆撰

され時赤母衣の内を加へらぬ同き十戊辰の年九月十日近江

國箕谷の城責は先は遠き鏡を合せて首を取らぬ此は鏡を被り

同き十二己巳の年月日詳信長公の命によつて伊豆利久郎の

家督を賜今中ての所領合せて二百四十貫を賜り今中ての所領元龜

元庚午の年四月廿六日城前國金ヶ崎の城攻は先は使つて鏡

を合せり此年九月十四日横津國大坂の城責は味方利久郎

して退く時公敵を討ち城より突て出る敵を鏡取て踏

止り防きりぬ味方是に氣を合せて遂に敵を城中に追込り

信長は是を賞し同き二辛未の年九月江州新村小川

金森等の城攻め戦切事天正元癸酉の年八月城前ふ刀
根山より信長公朝倉義景と合戦の時一より二より三合戦を
同き三乙亥の年五月廿一日参州長條合戦の時鉄炮三子挺を
公及び佐々内藏助福留平左衛門増九郎右衛門野村三子郎五人を
して指揮せしめたり此時公力戦して城を破りし村井
又此時長頼忠義を殺し
佐々公より内藏助を死す 此年九月廿三日城前ふ府中の地拾万石を
公及び佐々内藏助成政不破河内守光治に賜り 公より府中
の龍門寺に法座を定られ三万三千石余を領しり此時甚き地
は除れり
同き八庚辰の年 公及び菅谷九右衛門長頼福留平左衛門
貞次三人能く國の政務を預り 公より同ふ飯山を移りし

同き九年己の年十月二日能く國を賜りしれより七尾は在城
す菅谷福留のふか安土に歸り
嗣君の元のみ府中に居る城 同き十年己の年六月二日佐々公
明智光秀の為に都本能よりおろし生害をされ皆皆葉田猪
家子屬猪家北の縁
鉄もあつたり 同き十一癸未の年四月猪家亡びて赤吉に
屬せしれ此月廿六日加賀國石川河北郡を賜り金澤の城を
移りし 嗣君利長公石川郡の内松任四方石徳山五右衛門親の領地
すきしを除れ五右衛門ハ
その所家
長とすを賜り 府中より移りし此府中の地
は除れ 同き十二甲申の年
九月佐々成政能く國を出て金森の城を攻めし即時後巻と
敷を追崩し首級多討取りし此後成政と為り取合
あま下りしを思ふ 同き十三乙酉の年
九月十日城中國仍波村水婦員の三郡を賜り 嗣君の封ふとせ

佐々成政ハ領地を減すらるる 佐々新川一郡を賜はす 中ノ羽柴氏及び古名共を譲られ從五位下

小叙一筑前守を任じりし 此年十月廿九日權少將を任じるる 此後四位 下に昇り

同日十五丁亥の年 此後 佐々成政ハ肥後 小を賜りし 城中國形川郡を賜はす

同日十七日丑乃年四月八日權中將を任じりし 同日十八庚寅の年五月

廿一日參議を任じりし 此年三月秀吉公出條氏政退治の時北國の

大將を兼て上野小松枝武元公松山鉦形八王寺等の牧城を攻拔りし

以後秀吉公の命を受て奥州、越前、越後を平らむに冬に於て海不

しりし 同日十九辛卯の年六月十四日老臣村井又右衛門長頼藤原勘三孝

叙爵す 村井ハ豊後守ハ藤原 叙爵す 紀前守也任守 此年十月廿日參議を辞退せり。文禄三年

の年四月朔日從三位權中納言に叙任せり 老臣二人叙爵す 高 畠

石見守定吉中 川武元守光重 此月八日關白家 秀吉公 成事 公の御形(汲所)に豐原應善次

を並され廿貳歳をたり 此年五月廿日權中納言を辞せり 同日

四乙未の年三月廿七日老臣二人叙爵す 長村伊豫守永福 神谷信濃守守孝 慶長元丙申

の年九月大明國の使來聘正使揚方亨ハ 徳川家副使沅惟

敬ハ 公の法體よ入々以食應たるる 此時諸大夫不足日よりて長村に内室 明室同大炊守改木村三郎高宗行

後二位權大納言に叙任しり 同日十六日權大納言を辞せり。同日

四乙亥の年閏三月三日丙午六十二歳よりて大坂より歸りて

天正九年能きむを叙しりしより 今年より治承十九年より 御法号ハ

高德院殿贈從一位前亞相兼筑前守桃雲淨見大居士ト申

中納言利長卿

利家公の御嫡男永禄五壬戌の年正月十日尾張園荒子の城より

誕生すは母御母ハ芳春院教所童名ハ孫四郎教と稱す

御諱利勝天正十七年の御利長と改めしよし又たれハ詳さらん 天正十癸未の年四月御父の御金澤の城より

移りし時公松任の城四万石を賜り此年七月城前園府中

より是ハ移り移り同子十三乙酉の年九月十日城中至石波射水

婦負の三郡を領して守山の城より移りしハ松任四万石ハ秀吉公

これに納む

秀吉公の命に依り本藩の寺西次を高松任の代官を執り同十五年ハ祝紫の母丹羽長重を法を習罪より取り若而八万石没して松任四万石を

長重ヨ

賜す秀吉公より羽柴氏を賜り此年十月廿九日從四位下

侍從に叙任せしむ同日十五丁亥の年三月島津義久を退治の時

関白家より志すに筑紫より起り豊前國若石の城責し搦手の大將
として城を攻抜軍切多し同き十七己丑の年四月八日権少將を任じし
同日十八庚寅の年三月癸吉公並條民政を退治の時父君を施し軍
切多し文禄二癸己の年月日詳肥前守を成りし慶長二丁酉の年
九月廿八日参議を任じし此年城中より同國富山の城より
轉任しし同き三戊戌の年四月廿日從三位權中納言を叙任せし
同日己亥の年閏三月卯父の姫薨ししして統を継ぎ此年九月
國を歸りし同き十月大坂の奉行等公の所謀殺の企ある
よしを察し神君此事を實と思召し小松の宰相長重を止
國の先きに定らし此由加陽の國へこれ横山大膳長知を上方へ登

せし御誤りあり趣仰せられ御母堂に芳春院殿を關東へ移し
せし置れし事をゆさせしこれに疑ひありて此事止ぬ此
年十二月廿日權中納言を辞せし同き五亥子の年七日會津
中納言景勝を退治の時關東の所味方として北國の總大將を
兼り既し打立んとせられしに右上方より兵起り大聖寺の城
主山と云著元正弘運徒と云しこれに頓て兵を發して城を攻
落し正弘女子右京亮脩弘父を
稱し城兵ありしこれ其ぬ於兵を遣せんと志しし所は運徒船
に乗して宮腰浦より加州を攻入りしより一敗えられし是
より軍を返しし此時小松の城より兵を出し是を支援し淺井
繩子より列しき戦あり其後金城を歸るる敵の志

東より西に攻めしむる事ありしに九月再以上方(出
奔向あり此日十月日頃濃國岡を原より逆徒石田三成を大見
悉く亡ししれり事な流し起り大津の驛より神君を謁し
より同き十月十七日 神君より今度の賞として加賀國江沼能成
二郡を賜り 丹羽忠重此後逆徒の志を去り 又利政卿の討伐役となり
罪は極く重く松の城を没収せり
より罪を以て能成國を除き 公より返り給り 是より加賀能成 同き七
寅の年二月の末岡を去り 秀忠公より謁せられ伏見の
別宮に神君を謁しより同き十この年六月廿八日養君
利光公は國を讓りて越中國富山の城を致仕し 新川郡普賢寺に
百石致仕の候と
より同き十四日酉の年三月十八日富山の城を焚くはより同國関野の

新城を築かれ秋より成就し八月十六日是は移りしに關野を改
め高岡と号し 是より高岡に因り 同き十九日寅の年五月廿日
所年五十三歳より高雲の城を薨り 所を務 後水尾院の
勅して正二位大納言を贈られ 所法号あり
瑞龍院殿贈正二位行大納言聖山英賢大居士と申す。同所の
宝圓寺を築りしなり 所を所し廣山より 公法を世に廣山を高岡に因り血脈
を授けられたるなり 一寺に在りて廣山を差置り
高雲の宝圓寺と号し 公薨りしに後寺号あり
改め高岡山瑞龍寺と号し 則廣山を以て開山とす
北の所方ハ右大臣信長公の息女 所名詳 天正九年己の年越前國
府中へ所樂を遣へり 公薨るの後所を留めしめられ

玉泉院殿と稱す高岡より金城西の丸は今玉泉院稱りぬ

ひ元和九年の年二月廿四日所年五十歳より逝りぬ

所法号ハ

玉泉院殿松巖永壽大妙と号す野田山納め美以

宝田寺利常公の法氣宛と遠く堀川昌寺(余有る)導師を為し靈牌(同)を
建置元寛永二年所改宗して時宗の寺淨善寺を改め光顯山玉泉寺と

号し開寺
み足らざる

中納言利常卿

利常公第の所男文祿二年の年四月十六日金城に誕生す

所母ハ壽福院殿所童公ハ格を代敷長五郎子の年

所見 利長公の世嗣と云せりして大子代と改めし所請
利常と改めし

同き十この年五月十日元禄從四位下侍從並

筑前守に叙任せられ 將軍家より松平の稱号を賜ふ

法年六月廿八日 所父の師政はまゐりて必き終きりし同き

十一丙午の年大坂に 移き秀頼公に福一統を継ぎし

事を謝りし取次 將軍家より此儀を謝

給ふは十九甲寅の年五月 所父の公薨りしに同き

玉泉院殿と稱す高岡より金城西の丸今玉泉院稱りぬ

ひ元和元癸亥の年二月廿四日所年五十歳より逝りぬ

所法号ハ

玉泉院殿松巖永壽大姉と号す野田守納の弟ハ此

宝田寺利常公の所氣地と遠く堀川昌寺余有る導師を勅を靈牌同を
建置元寛永二年所改宗して時宗の寺淨善寺を改め光顯山玉泉寺と
号し牌寺
み是らる

中納言利常卿

利常公第の所男文祿二癸巳の年四月十六日金城に誕生す

幼少所母ハ青福院殿所童名ハ松平代殿長五度子の年

所見利長公の世嗣と云ふはひて大子代丸と改めし所諱

と稱せらる後利常と改めし 同き十乙子の年五月十日元禄從四位下侍從並

筑前守に叙任せられ 將軍家より松平の稱号を賜ふ

是年六月廿八日 所父の御政仕よりつて必を継ぎしと聞き

十一丙午の年大坂に極き末親より福一統を継ぎしと

事を謝せられ又關東にあり 將軍家より此儀を謝し

事ハ謝せられ又關東にあり 將軍家より此儀を謝し

利常

七月十日。致仕の料法を授けの旨命ありされ此より謝せしむ
者同き九月關東に赴き一兩所所を留せられ加我能一圓
領せしむる旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
任しむる旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
十日旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
時武より此より謝せしむ此日廿三日權少將より
領せしむる旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
攻めしむる旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
の年は年七月十日二月金澤へ所歸陣あり綱より出京
之和と改元

兵起りされ八月十日里勢を奉一兩所所を留せられ此より謝せしむ
將軍家秀忠のの旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
三千二百切しむる旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
城兵悉くしむる旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
儀を任しむる旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
和三日の年五月十三日。將軍家秀忠のの旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
濱所を遷せしむる旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
山山城長知後五位下り叙しむる旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より
年七月兩所所を留せられ此より謝せしむ此日廿三日權少將より
八月十九日從三位中納言に叙しむる旨命あり此より謝せしむ此日廿三日權少將より

七月十日 致仕の料法を授けの旨令ありこれに於て謝を乞ふ
者同き九日 關東に於て 兩所所子福をこれ加我能一圓
候とらふ旨より 所子福を賜り此日廿三日 權少將
任し 此後秀頼の謀叛の企ありし事いふれに同
旨。所服賜りて 所左右次第必許より大坂へ出陣
候とらふ旨より 旨を為し 越中國境より
時武より 所左右に於て 益敷をわたり候りし
候とらふ旨より 所左右に於て 益敷をわたり候りし
攻めり 大坂を度々攻めりし
徳川の妻より出れし家略す 廿後 東西和睦あり 同廿九
の年 は年七月十三日
之和と改元 二月 金澤へ所取陣あり 翔り出京
七。所取陣 此後 和儀被れ再

兵起りきれ 八月十日 里勢を平し 所進軍あり 五月七日
將軍家 秀忠の
時事 の所取陣あり 岡山より 向い候に 敵を敗り首
二千二百切りて 奪りて 味方より 討死あり 翌八日 秀頼を 生害あり
城兵急ぐし 此れに 候とらふ旨より 入陣し 翌日 同廿九日 冬
儀を任し は時中を
奪りて 七月 金澤へ 所取陣あり 十九日 出京
廿。所取陣
和三日の年 五月十三日 將軍家 秀忠の
時事 公の所取陣 神田
の邸
所取陣あり 此年 九月六日 老臣 亦多あり 政重様
山山城長 知後五位下 叙し 此より 任し 寛永三 丙寅の
年 七月 兩所所取陣あり 同
八月十九日 從三位中納言 叙任し 此より 同廿六日 此の年 四月

光高の嗣君 所之後の時紀あるに成りしは時法律利常

と改えし。此日廿六日 將軍家 家光の所事 公儀至極に渡所

神田の郎 同廿九日 大所所 家光の所事 同く渡所あり同廿五日寅

の年二月十八日 將軍家 家光の所事 同く渡所あり同廿六日卯

の年六月廿日 將軍家 家光の所事 同く渡所あり同廿七日卯

小松の城へ致仕しし日 一石の料三丁 此時法政男利次君へ

城中國婦貞那等の北十石所三男利治君へ加賀國

江沼郡等の北七石方を配分しし日 同廿十七日辰の年六月

月小松の城へ移り給ふ 十日廿式を著 廿一日辰の年 公保二丁酉の年四月

光高の遺言を法しし日 綱紀にいましめ所初紀より

再し不政を法せし日 孝安に辛卯の年より改修の法を立

る是明曆三丁酉の年より成就せし 此の古今の 官法より 萬治元戌の年

十月十二日 同廿六歳より小松の城へ遷しし日 同治元三 十五年の

所法より

微妙院殿前黃門從三位兼行肥前守一峯克乾大居士と

中なる同廿二日 徳源郡目明野へ火葬せし日 同廿五日

日 納免せし日 導師の室用と七世傑外 竹田市三郎忠次吉市左近衛重 善勝 同寺に靈牌を置く。 苗川左門雅武 原三郎古馬門 殉死の事

善勝 五人たり

北の所方の 將軍家 忠公第二の息女より姫君孝安長

五庚子の年九月廿日 娘を定られ同き六辛丑の年九月

晦日 仰徳を述へり 城ある金は上野ふたつ大久保お後志隣より
所帯を傳へてお田對するも種受取まは梅を志成

貝桶を傳へてお田對するも種受取まは梅を志成
あつしつゝお田對するも種受取まは梅を志成 男女の仰子數多誕生

はしりく 元和八壬戌の年七月三日 仰年廿四歳より費し

子よ 仰法号

天徳院殿 乾運淳貞大禪定尼とやまの同き八月八日 小立

聖末 今天徳院殿内所玉の
後兵衛の墓所の邊より 葬りし事 此の墓あり 泉涌和堂
百廿五の年三月廿七に金

此の天徳院とありし事
後三百年の法也 寛文十一年 文の年廿四日の改葬せり

仰母堂の家の女房 旗本代保の方城ある御倉家の土山崎右京其の女
上木形を傳へて嫁して懐妊の内より形を傳へ死せり

再い小幡九尾其の嫁しては娘を養 其後い小幡五尾と改め其父の好あり 享長十九 甲寅の年六月廿

武の年より 寛永八年末の年三月六日 仰年二十歳より

して卒しり 仰法号

壽福院殿 華岳日榮大姉とやま 武州池上本門より

葬りし事 火葬なりし仰母を傳へて御倉家の土山崎右京其の金
牌をたすはしりし事 壽福院殿の御倉家の御倉

少将光高卿

利常の御嫡男元和元己卯の年十月廿日金城に誕せり
 はまの御母、天徳院殿御重名を大子代九殿利高寛永六己
 の年四月廿二日 将軍家徳光の御前御よこにわかれ之に御下
 左近衛将少将兼筑前守に叙任せられ御諱の字を賜り光高
 と改められ御母の上院徳光の佩刀を賜る 以下信國の太刀
 吉光の御刺白銀の牧を献上せり 同十三丙午の年十月廿日
 相摸の内に鷹場を賜われ後政松平伊豆守信徳の村
 名百四十八村お分置せり 此百四十八村は徳光の御代
 文禄五年十月蓋上り 同十六己卯の年六月
 廿日 御父の御政侍を因て院を領せり 此御政侍方一十七万石在御代
 又政侍の料廿二万石余除て八十

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names like 利常 and dates like 元和元己卯)

[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

参議綱紀卿

光高の所長男寛永二十三年十月十日武陽に於て
誕生はしつと仰母の清泰院殿仰養名は犬子代九殿
正保元甲申の年二月七日江府山三宮家ありし此日
十二の初日 將軍家家光のの見事入りし當中大将と
是後院殿と仰一
西より尉
頼あり 同き二乙酉の年正月廿三日仰白髪を墨せしは身
四月 仰父の口遊去すしししし 同き六月十日上使執政
酒井隆政忠務松平伊豆守位銀を以て仰古續の儀
在命あり 同き八月廿一日仰被とて久松の所太刀金馬代
白銀を牧時給五十兩銀を把仰使とて是上せし 同き

丁亥の年三月六日。初に所務を召せし。遂に三甲午の年正
日十日。將軍家隆徳所前に於て元禄正四位下左近衛權少將
兼加賀守に叙任せし。所務の字を召り。綱利と稱せし。
後之鑑記所益の上東山後の所刀を召し。公より。粟田口
不安の所太刀黄金五十枚。銀五百把。送上せし。明暦三丁酉の
年九月廿七日。江城天守臺普信の事。台命あり。明。萬治
元戊戌の年三月十日。事始とせし。秋九月十日。出らる。久
成院を召し。自廿一日。袖下裁留とせし。是年十月。利常公
薨。是日。自廿八日。紋仕の料。少和の帳。二十二万石。金。所出。續の
り。台命あり。向。閏十一月。新。所前。普信を召らる。是日。自廿七日。

左中將に任せし。是年。二月。亥の年。正月。九日。所。自。附。石。川
酒。出。意。内。藤。野。守。金。府。の。总。あり。同。年。七月。十日。金。府。を
立。江。府。の。所。同。二。亥。の。年。四月。廿八日。再。江。所。自。附。能。勢。
治。在。馬。渡。邊。迄。筑。後。守。金。府。の。总。あり。同。年。十月。十三日。出。立。
在。武。子。所。の。寛。文。元。辛。丑。の。年。六月。廿九日。上。使。攝。政。阿。部。守。良。を
忠。秋。を。召。せ。初。に。所。務。を。召。し。所。務。の。字。を。召。り。綱。利。と。稱。せ。し。
即。意。の。作。を。江。所。自。附。野。地。を。召。り。所。務。の。二。攝。同。日。自。召。り。所。務。の。字。を。召。り。綱。利。と。稱。せ。し。
即。了。抄。足。具。所。務。の。所。務。の。字。を。召。り。綱。利。と。稱。せ。し。同。日。自。召。り。所。務。の。字。を。召。り。綱。利。と。稱。せ。し。
即。所。務。所。務。の。字。を。召。り。綱。利。と。稱。せ。し。同。日。自。召。り。所。務。の。字。を。召。り。綱。利。と。稱。せ。し。
即。所。務。所。務。の。字。を。召。り。綱。利。と。稱。せ。し。同。日。自。召。り。所。務。の。字。を。召。り。綱。利。と。稱。せ。し。
序。下。望。至。日。光山。一。所。務。所。務。の。字。を。召。り。綱。利。と。稱。せ。し。
大。就。度。延。十三。回。同。年。八月。申。の。年
八月。十日。加。賀。不。白。山。の。林。鹿。尾。添。荒。谷。守。村。に。料。十。石。を

此年より城あり 吾地とて近江不守路那海はの内中村所

の地 百子きえ なる 是まきの山と今を 貞享元年 甲子の年

正日新の所傳を鑑記と改めしる 元禄元年 甲子の年十二月

廿六日 老臣二人 中多安方を政長 従五位下 凡 叙

叙 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

高山の城へ在番の人敷き 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

上の山へ得替有 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

られ申傳えのめ 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

高山の城 鷹 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

二日 老臣一人 従五位下 叙 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

老臣二人 元和元年中多安方を 従五位下 叙 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

公命あり 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

公の所 鷹 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

宝永丁亥の年 十二月廿八日 従三位 叙 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

達せしれ 二條殿 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不 元和元年中多安方を 同 五年 申の年 八月廿二日 飛彈不

因幡少将左衛門尉長

同日十月十日。犯首等と成りしは日亦

八日卯名代前田伊豆守賢長高家 幸ひて致はの御禮仰上

と。同日九甲右の年六月九日卯年八十二歳

とて武陽の貴しより御法号

松雲院殿從三位行前參議兼左近衛權中將肥前守徳翁

一齊大居士と申す。同日自靈柩を如陽の移し給ふ

同日十日。天徳院より於て御葬式

同日。聖田山に納め給ふ

北の所方の會津中將の朝臣保科犯後の息女摩須姫

万治元戊戌の年六月三日卯縁組の事台命あり利常

同日七月廿七日。奥の山に寛文の丙午の年卯

朔日卯名代前田伊豆守賢長高家 其後卯不使

同日廿四日十八歳より述しより御法号

松嶺院殿信嚴宗正大禪定尼と申す。以下谷廣

徳寺に葬り給ふ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

参議吉徳卿

綱純公の所屬男元祿三度の年八月八日武陽にたが^{おの}誕生
すは^{おの}備左所^{おの}母ハ 願言院殿所^{おの}産名ハ猪次郎殿 同き乙丑申の
年正月十三日所^{おの}白髪を^{おの}墨せし。此年七月廿九日江府富士
の社^{おの}あり^{おの}宮詣を^{おの}始か^{おの}り同き七月甲戌の年正月朔日おて
即ち^{おの}備左を^{おの}名せし。同き十五年の年二月十日所^{おの}名を猪九と
改められ翌十月の太^{おの}代九と改められ同日廿一日又古書に改め
られ所^{おの}律を^{おの}利興と稱せし。此月廿八日お^{おの} 將軍家の
^{おの}鑑ま^{おの}る 是^{おの}系^{おの}入^{おの}り^{おの}所^{おの}産の 侍希國政之の古^{おの}時^{おの}後二十白銀
三百枚^{おの}送^{おの}上^{おの}せし。同き六月九日 將軍家所^{おの}希^{おの}院^{おの}之^{おの}後

山口位下右近衛權少将兼右兵衛督の叙任とて此所傳の字を為
て去治を改めり好まき佳所置の上二字國後の所切代為

即意の作とて所置自所置者さすはより備前小吉房の所切黄金五十枚時後

二十通上せり。此日晦佳節所出仕の事所置のこゝとて

命あり回きとて癸未の年七月十九日駒込の所置形引移り

此年土日廿八日袖下を留せり。富永元甲申の年正月廿七。

月並所出仕の事所置のめく令命あり回きとて正月廿七日嘉祥

初より所置城あり此年十二月廿九日花菱を下り七日享保八

癸卯の年正月九日所文の心近衛より所相續の事

所置の事とて所置の所置の所置の所置の所置の所置の所置の

日次所出仕より所礼席等先叙の事とて改日次所置を院佳等ハ

改置より所置所置大府下下の所置所置所置を院佳等ハ

此日廿八日所置書院より所置の所礼侍とて所置の

所置の所置斗地を下り青江直次所置の所置の所置の所置の所置の所置の

馬二匹送せり。老臣七人和室安房守政實様山監物貴林等村内院温良

津田言著五昭中川武辨今枝直方直方成院同院助當薩以上五人ハ上

長定ハ病氣より所置の所置の所置の所置の所置の所置の所置の

所置の所置所置の所置の所置の所置の所置の所置の所置の

所置の所置所置の所置の所置の所置の所置の所置の所置の

所置の所置所置の所置の所置の所置の所置の所置の所置の

所置の所置所置の所置の所置の所置の所置の所置の所置の

所置の所置所置の所置の所置の所置の所置の所置の所置の

所置の所置所置の所置の所置の所置の所置の所置の所置の

光現院殿鏡譽圓清大姉と申す。同月廿六日小石川
傳通院と葬り申す。

御母堂八家の女房

於河の方武為の女に山崎致吉馬定長女後身
致吉馬加陽と申す。録を為す三田村氏と申す。

如承と
享保九甲辰の年五月 徳能公葬り申す。同月

十二日 薙髪申す。 願玄院殿と申す。明和二年西の年二月

廿日九十八歳と申す。卒し。同月法多。

願玄院殿圓壽妙清日容大禪定尼と申す。同月廿八日

長之寺に日蓮宗 葬り申す。

中将宗辰卿

吉徳公の所長男享保十二年四月廿六日金城に於て

誕生す。はらばら所母ハ、淨珠院殿所童若ハ、後九歳同月十二

丁未の年四月廿六日所白髪を墨せし。此年九月廿一日卯辰山王

寺に歸す。物故は、妻村伊徳吉有輝
の許に三才と申す。 同月十四日酉の年四月廿一日初

所禱を言せし。元文二年酉の年十月廿九日京に歸す。九月廿

日城を告し。十月廿一日同月二丁巳の年四月廿六日大字代丸と改めらる。

翌七月又右衛門利故と改めし。此月廿八日薙髪。 將軍家

主宗公 及び 大納言家 家重公
所事 小福と申す。 所意の
侍あり 作り太刀

白根三十枚編紗十疋 襦袢馬一疋進上せし。 同月廿六日

廿八日 將軍家所著の於て 所著書後 元徳山四位下左少將

兼佐渡守小教任せしれ所請の字給へ宗辰と改めしれ所

直の上儀ふま真長の所刀を賜ふ いより 相妙行光の

所り黄金の牧錦紗十巻裸脊馬一匹進上せらる。同き七日

廿日 所直の如く佳節出仕の旨命あり。同き三戌年の年

十二月廿一日 袖下を賜ふ。同き未の年三月廿三日 次出仕

の事所直のこゝろ命あり。同き丙申の年二月廿七日 前

警をせしむる寛保二年戌の年八月九日上使執政布多中務大輔

忠良を以て初て金沢の所儀を給ふ 忠良二十を賜ふ西九より執政松平
純を以て兼望を以て所直に賜ふ

同日土。所直書後におもへ所礼信上らる。 所直の作書し所直
一紙所直一匹を賜ふ 同き

九月 國より所直の 二より所直を以て東海道を經て十二月の末迄
一より所直使し一人持田島原を經て去成(去成)迄 延喜

二二の年六月 所直の儀去らる。同き七月廿日 所直

の所に於て所直の所相續の事 作書せらる。 廿日 所直
延喜 同き

八月 加賀守にありしは月十日 所直書後におもへ所直の

所直信上らる 所直の信上る所直の儀を以て此の如くより所直例の如く
大倉下の所直信上らるる所直の儀を以て大倉の所直の儀を以て

吉江貞次の所刀 白銀百枚 錦紗二十巻 錦字把裸脊馬二匹進上

賜らる。同日 所直の國老七人 横山和子貴林太田對する孝資貞村助右馬
修吉幸多頼政恒横山義人正從玉井市正

貞衛西尾 貞衛西尾
軍人長恒 孫福 孫福
各太刀銀三代小を賜ふ

此年十月十日 左近衛權中將の任せらる 大和を對する所直馬の孫後
右衛門尉無常也入より八月

同日廿八日 所直書後におもへ中將の所直信上らる 所直の
所直

り作り方刀黄金一枚錫砂十枚裸脊馬一匹送下りて同き三石
の年十一月十日所不創廿一歳少一所生伝るる利安君を世嗣と
立らむ事をも將軍家へ申上りて同日十二日庚午廿二
歳より江戸へ遷去す所は二年所法律ハ
大應院殿正四位下行前左近衛權中將兼加賀守梅觀雲峯
大居士とすま。同き丁未の年正月靈柩を加陽に移し來りて
同臘廿八日未武所蓋棺す
十七日天徳院より着柩 同日十九日天徳院より葬禮の式 導師の爲る
畢て野田山に納免らるる也

北の所方會津中將正容朝臣 松平紀房 吉と稱す の息女常姫之文

二丁この年六月日所依祖伝出り は事六月十六日所致出り 同き六月申

の年十一月日銘納を造せり延享元甲子の年正月

廿二日點込の所を形一所樂を造り 同二年七月廿二日 此の所一移り 同き

二丁この年九月日所若帯同き十月廿七日所着 若帯若帯 所着若帯 廿日後

炊しハセり同日晦。二十二歳より遷りて一所法律ハ

梅園院殿心操紹源大姉とすなる同き十一月九日下谷の

廣徳寺に葬りて了る

所母堂六家の女官 於伊代の方初松尾とすは生武陽元城後の浪士村田方吉猛之妹後方吉加陽とす 元文之 丙辰の年十月 上東武一所出府の時

出府あり延享二己丑の年六月 吉徳公薨去より
同日廿八日薙髪して浄珠院殿より天明元年丑
の年十一月十八日八十九歳より武陽二年より
浄珠院殿圓明紹光大禪定尼より同日廿九日下谷
廣徳寺より薙髪して去り出

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

中將重熙卿

吉徳公薨二の所男享保十にて酉の年七月廿日江府に於
て所中の誕せしは凡そ廿日心鏡院殿即童名は龜次郎殿
若田氏同日十六辛亥の年正月十六日即白髪を墨せり是年
同日十八日富士の社へ宮詣りし事
即成りし時此の
即成所三喜あり同日十八日
の年正月廿一日初より所務を召せり。元文六年申の年十一月
廿一日所請を利安と稱せり。寛保三癸亥の年正月廿七日松
平の稱より兼奥の事所伺のこゝろ台命あり同日二十
日初より將事家より去る謂りし太刀金言代綿紗を是
を献せり。同日三月廿日佳節日並即出仕のより所請のこゝろ台

をぬり重懲と改められ正四位下左少将に叙任し

又三景の所方をぬり 備前守盛宗の所方黄金右牧綿阿弥十景福

眷于一足違上せり 同月廿日十日上使執政海舟後出

志知を以て初に所職をぬり

同日廿日所職の所務仰上り

同日廿日所職の所務仰上り

同日廿日所職の所務仰上り

同日廿日所職の所務仰上り

同日廿日所職の所務仰上り

同日廿日所職の所務仰上り

白後七月余府所職たること命あり 宝曆三癸酉の年四月

十日所不例也きあり 所方上総分利見見をせられたり

事を 将事と違はれ 翌十二年廿五歳より 口府に

於て遊し 七年 所法律ハ

謙徳院殿正四位下行前左近衛權中將兼加賀守緝甫尚古大居士

ともなる 同月廿日 靈柩を如陽に移し 糸也

同日十三日 宝徳寺に於て葬禮の式 畢て 聖阿字納り 糸也

北の方高松少将頼家朝臣 息女長姫寛延元

戊午の年六月廿日 所職の所務仰上り

あり 平賀の御女 末所興入るるに 公逝去す 侍出

後之福尼と云う録念の
英禪寺を指す

御母堂の家の女房 お民の女と云はるは神明祇園通
大進女の後大進子と云人持持を指す 享保十六

年亥の年六月廿六日小産翌廿六日十九歳と云 二年八月

御母堂

心鏡院殿妙観日詮大姉と云は 同廿六日言は 侍出

長元寺に葬りと云は

少将重靖卿

吉徳の弟也の御男享保二十二年の年十月廿日金城 金谷
所殿

おわき 証せしは 御母の 善長院殿御童名嘉三郎殿

お田代を
梅と云 元文二丁巳の年十二月廿六日御白髪を呈せらる 同廿三年

の年四月廿日卯辰山王宮法を執りて 同廿七年

一月十九日初て御袴を召せらる 延享四丁卯の年六月十日御講

を利見と稱せらる 寛延二丁巳の年三月廿五日武へ御出府有り

土の金府を遺す
サる御名存あり 寶曆元 享保の年十二月十七日 相承の御名御乗興

の御御伺の御名 御殿と云は 御廿八日 御名 将軍家 家重の
なり

見奉り入りて 方刀金で代錫御名を献せらる 同 従五位下

中将重教卿

吉徳公の御男寛保元年辛酉の年十月廿二日金城郡に於て

誕生す。母は御母。實成院殿御童名ハ健次郎殿 前田氏を
御代

享三癸亥の年四月十二日御白誓を罷せ。以年六月十九日卯辰

山に宮治をなさり。延享二年己の年十一月廿六日。此の御孫を右

にや。寶曆三癸酉の年十月二日御兄 重清公御不佞守重殿

世嗣をなさり。同日。兄君逝去せり。同日十二日御孫の

忌被受られ。松平氏を好せり。一と云命あり 此の十七日金府(建)
同日忌被受る

松平氏を
御代 此の御孫を好せり。一と云命あり 此の麻痺を治し給へり。此の御孫は
兼中殿の御孫を好せり。此の御孫は

此の御孫は
此の御孫は 此の御孫を好せり。一と云命あり 此の御孫は
此の御孫は

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

甲戌の年三月末武一系の子孫 三月末武一系の子孫を以て 此日吉所忠為院

と於て 将軍家 中務卿 の湯川ゆゑに守を 所忠の里に之を 所忠子所忠

後の事作らる 所忠の孫に之を以て守を承け大蔵卿に任ぜしむ 同日十廿

所忠書院より之を 所相續の所礼位上らる 所忠の上を以て所忠子所忠に任ぜしむ 侍後不

兼位の所刀白浪百枚編紗二十卷錦五十把襦袢等二疋送し上せらる

所白書院より之を先旨七人 所忠の孫に之を以て守を承け大蔵卿に任ぜしむ

お預し之各各刀浪了代を物とせ 所忠の孫に之を以て守を承け大蔵卿に任ぜしむ

同日廿日佳節月次所出仕の事 所忠の上を以て所忠子所忠に任ぜしむ 台命あり

所礼位上らる 所忠の上を以て所忠子所忠に任ぜしむ 同日廿日廿日

下九が将兼加受方に叙任せられ所一字を賜へ 重基と 所忠の孫に之を以て守を承け大蔵卿に任ぜしむ

改免 所忠の上を以て所忠子所忠に任ぜしむ 公より 三系正道の所刀

黄金百枚編紗十卷襦袢馬一匹献せらる 此年十一月廿日

所下を以て之を 所忠の上を以て所忠子所忠に任ぜしむ 同日廿日

同日廿日所國目附松平被母 所忠の上を以て所忠子所忠に任ぜしむ 大河内善信

本 十月廿日所忠の上を以て所忠子所忠に任ぜしむ 此年三月廿日

西尾陸守忠尚 所忠の上を以て所忠子所忠に任ぜしむ 同日廿日

所忠の作り昔黄金一枚編紗十卷襦袢等二疋送し上せらる 同日廿日

の年七月廿日初 所忠の上を以て所忠子所忠に任ぜしむ 所忠を賜へ

と為 聖太八 所忠の上を以て所忠子所忠に任ぜしむ 所忠被母

二人為賜へて之を知りて之を先親の事 所忠の上を以て所忠子所忠に任ぜしむ 同日八月廿日

とて老長が多助書
政位を承継せり

同九月己卯の年四月十日 聖澤大火所燬焼久し固て

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 家基之の即名
子孫に承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

同十月廿二日 聖澤方面為借の久奉あり 即書院のりる老中列坐月書
松子右近也聖武之上を承継あり

使として人持田内膳由
返り三月 甲の年九月廿二日
返り十月 乙の年九月廿二日
返り十一月 丙の年九月廿二日
返り十二月 丁の年九月廿二日

甲辰の年閏四月廿九日
乙巳の年閏五月廿九日
丙午の年閏六月廿九日
丁未の年閏七月廿九日

己酉の年閏八月廿九日
庚戌の年閏九月廿九日
辛亥の年閏十月廿九日
壬子の年閏十一月廿九日

癸丑の年閏十二月廿九日
甲寅の年閏正月廿九日
乙卯の年閏二月廿九日
丙辰の年閏三月廿九日

丁巳の年閏四月廿九日
戊午の年閏五月廿九日
己未の年閏六月廿九日
庚申の年閏七月廿九日

辛酉の年閏八月廿九日
壬戌の年閏九月廿九日
癸亥の年閏十月廿九日
甲子の年閏十一月廿九日

乙丑の年閏十二月廿九日
丙寅の年閏正月廿九日
丁卯の年閏二月廿九日
戊辰の年閏三月廿九日

己巳の年閏四月廿九日
庚午の年閏五月廿九日
辛未の年閏六月廿九日
壬申の年閏七月廿九日

癸酉の年閏八月廿九日
甲戌の年閏九月廿九日
乙亥の年閏十月廿九日
丙子の年閏十一月廿九日

丁丑の年閏十二月廿九日
戊寅の年閏正月廿九日
己卯の年閏二月廿九日
庚辰の年閏三月廿九日

辛巳の年閏四月廿九日
壬午の年閏五月廿九日
癸未の年閏六月廿九日
甲申の年閏七月廿九日

乙酉の年閏八月廿九日
丙戌の年閏九月廿九日
丁亥の年閏十月廿九日
戊子の年閏十一月廿九日

壽光院殿天嶺妙雲大禪定尼と申す。同十月廿七。
下谷廣徳寺に葬りて終らる。

仰母堂八家の女房 於多世の子か其母の女
は中曾の妻道直女 延享二己丑の年己酉

去徳公薨し、孫に、同八月廿一日葬りて、實成院殿

と申す。寶曆十一年己酉の年、八月廿八歳と云ふ事

孫に仰母と云ふ

實成院殿蓮室日壽大姉と申す。同九月廿九日、實成寺に於

て葬りて、野田山に納骨と云ふ事

此の世の事か其母の事か、同十月廿九日、實成院殿に於

參議治脩卿

去徳公薨八の所男延享二己酉の己酉日、金城丸のふたのて、延

生すは、同所、壽光院殿所童名、時次郎殿、同三月

丙寅の年、己酉八月廿八日、越中、五右衛門、侍、其方の任職、お定めらる

は、彼が長野名、要人を、お召し、召置
さる、是より先、お事、家、丸、所、あり 此年己酉己酉、所名を尊丸と改めらる

同己酉己酉の年、十月廿四日、所白髪を、墨を、らる。寛延二己酉の年

十二月廿九日、初、仰母を、召せらる。寶曆六丙子の年、同十二月二日、勝

興寺、お移らる。 此の世の事か
其母の事か 同己酉己酉の年、三月、仰母、度、是、南直と

申す。天明和文、其子の年、十二月十八日、重教公世子、お召らる

也。仰母、召せらる。延享二己酉己酉の年、同己酉己酉の年、

二月新金谷所殿の福を以て二月十九日此のよき時彼帝殿と稱す

同日六日前御を以てしむるに同日九日所儀を利方と稱せらる

同日八日卯の年二月卯系府あり十日金谷を著し同日三月九日松平

の稱号所業與所儀二箇持せりしに同日何のこゝろに命あり

は日廿日卯系書院におるに如く將事家在院のの見あり

入りし同日廿日廿日 寺教の致仕 公卿相續の事所産の

間おける所産の由あり所産の由ありは後より是類の同日廿日廿日

卯系書院の如く卯系書院より如く大廊下所産の入り付後廿日

次の卯系書院二十日を強ふに把白浪百枚裸脊言二足違上せらる

卯系書院の如く先旨七人横山内中隆達村井又高長寛田修理知定伴八夫

方頼大音常刀厚曹西尾集人明俊高田市正季陣

ひま 卯系書院の如く各有力親了代巻物を著る卯系書院の如く又高長寛田修理知定伴八夫

同日廿日 佳良御在所仕の卯系書の如く命あり同日十八

卯系書のこゝろ當七日卯系書末七日卯系府向後もかくの

如くたることと命あり同日廿日 將事家卯系書の如く

卯系書 元後正位下左が將事家卯系書の叙任せられ卯一字

を如く治備と改めりし卯系書の如く又高長寛田修理知定伴八夫

公より 若按冬廣の卯系書金五枚襦紗十枚裸脊言二足を

違上せらる同日七月朔日月次卯系書卯系書の如く卯系書の如く

は日廿日の上使執政松平周防守康福を以て如く卯系書の如く

白浪百枚襦紗三十枚西九より卯系書を後書正位を著 同日八日卯系書院の如く

所被任より
所重の作より所子自製斗地を賜り所重二推所言
是且初めの所被任より所重の所を授る 所白書院より

たわく老臣之御賜
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

と書し十八の所被任より所重
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

所任より
所白書院鑑類より所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

中將の所被任より
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

一足達上せらるる同月三月甲午の年十月八日暑気候痛き危殆より

因て所重の所を賜る
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

名命あり同月七月戊の年十二月十八日所重の所を賜る

重教の所被任より
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

三日中重教の所被任より
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

高年の年九月十日所重の所を賜る
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

所重の所を賜る
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

入倉村 地保村
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

切置村 王馬村
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

於て所任の所被任より
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

峯三一正を上げらるる同月八月五日所重の所を賜る

龜万子殿
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

まねり所重の所被任より
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

綿紗十卷を達上せらるる同月八月五日所重の所を賜る

正源 齊廣公所相續の名命あり
所重の所を賜る
子先親の所 同月八月五日所重の所を賜る

修せられ所居の所居あり
同日午の肥前守長福高を
同日午十七日

所居代前田信茂守長福高を
同日午十七日

修り方白限三十枚御後
同日午十七日

上使内多者守信敦
同日午十七日

所居を為し
同日午十七日

十日所居代とて飛彈守利考
同日午十七日

を為し
同日午十七日

同日十月五日
同日午十七日

所居延の事
同日午十七日

再し所居延の事
同日午十七日

同日七庚午の年
同日午十七日

金帳
同日午十七日

大梁院殿前参議正四位下兼行
同日午十七日

大居士と申す
同日午十七日

畢て聖田山に納
同日午十七日

北の所方
同日午十七日

同日午十七日

同日午十七日

同日午十七日

十日卯名を正姫と改元九年十月十日

正姫と改元九年十月十日

比月十日婚儀を執りたる事

年三月十日梅の所殿に所務あり文化七年四月

公薨也三月十日卯名を省く事法梁院殿

と梅を文政二年四月十日卯名 四十六歳

法梁院殿金岳妙剛大禪定尼とす

下谷慶徳とす系とす

延享二年四月十日

卯名堂八家の女房

於此のちを系を家の臣
園田若丸傳門下京の妹

延享二年四月十日

去任公薨去より十日卯名

とす比日三月寅の年 法梁院殿と改めらる

寶曆元年卯の年二月十日卯名

壽清院殿瑞巖淨心比丘尼とす

系とす

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

少將齊敬卿

院を継承されしと云は既に即官位も
降されしと云は此の内の載せし事なり

重教公生一の所男安永七戌の年九月十三日金成二の少将

誕生す尚古所母ハ青操院殿所重名ハ教子代殿弟田良を
継せし

此年十月十日 治脩公所生のことハ 所小名婦の事似出さ

是より相成
を継せし 同きハ乙亥の年九月十八日所辰山王宮侍有女ハ
歸

子要村に内子尚寛
の宅一三歩せし 同き九庚子の年九月十日所白板を継せし

天明二壬寅の年九月十三日始々 所務を召せし寛政二庚戌の年

九月廿五日所出所行八月十日を所を
九月十日所名所あり 同き十月廿日所名を

勝丸と改められ重々 女子代丸と改められ 翌二日又右甚上改免

られ所侍を利博と稱せし此十月十日 所白書院あり

和令 將軍家 家齊 見余子入定由 所悪の 作り古刀白浪三千枚

錦紗十疋 禊者言一疋 献せたる 同き三年亥の年二月十日

將軍家所前 所悪 元徳正四位下左近衛權少将 忌

佐佐木子叙任せられ 所一字を賜ふ 齋散と改め 所悪の

所悪の上所より 公より 忠後國実行の所刀 實を賜

錦紗十疋 禊者言一疋 上せたる 同き己丑子の年三月十八日

佳吉月次 所出仕のより 所伺のことく 公常あり 同き己酉卯日

尤し 所礼席位名ハ大度同月次の所礼ハ所の 同月亦十日

上使 執政平田兼女正氏 教を以て 初て 皇降一の所 所を賜ふ 後

二十疋を賜ふ 同月亦七日 袖下を賜ふ 同月亦十八日

所白書院 所悪の位 所被 上上 所悪の位 同月

同月亦十日 七十九年 同月亦十日 七十九年

同月亦十日 七十九年 同月亦十日 七十九年

同月亦十日 七十九年 同月亦十日 七十九年

同月亦十日 七十九年 同月亦十日 七十九年

同月亦十日 七十九年 同月亦十日 七十九年

同月亦十日 七十九年 同月亦十日 七十九年

同月亦十日 七十九年 同月亦十日 七十九年

同月亦十日 七十九年 同月亦十日 七十九年

同月亦十日 七十九年 同月亦十日 七十九年

同月亦十日 七十九年 同月亦十日 七十九年

寺の境内に細い道あり

北の所方に延保中納言左衛門右衛門信正の息女備前守左衛門

の年九月に所詮の事と云ふ所至の事と云ふ所至の事と云ふ所至の事

と云ふ所至の事と云ふ所至の事と云ふ所至の事と云ふ所至の事

八兩在の年三月廿日二十歳より延保中納言左衛門右衛門

心蓮院殿と云ふ事

所母堂の家の子房

於八十の方古山大徳元幸完
の家長を母と云ふ事ある

延保中納言左衛門

六月 寺教を興へしめて日き七日の八日 雑賀守と云ふ

青操院殿より寛政二庚戌の年九月 公在成一年

より成りし事あり

中將齋廣卿

重教公著二の所男天明二三言の年七月廿八日金帳金各の所取

おろし誕生す侍所無い貞琳院殿所童名龜万子殿

子田氏を
秘せり同き也甲辰の年十月十日所白髪を呈せし所同き也

丙午の年十月廿日初て所袴を呈せし所同き也七丁末の年

二月廿二日卯辰山王陽政二の九所を
立寄せり宮後を呈せし所同き也寛政八

丙辰の年三月十日袖下を呈せし所同き也同年十月廿九日所出府の

上程糸の御多及に所宗楽所法二所持せし所何の如く

台命あり同き也十月廿五日武一系りし所十月廿六日所着る所
十月十日所着る所あり廿日

十日所治修公所呈の如く所喜孺の儀伝山王所同き也

續のより所座の下り於て所座子位出さる所座の 比日十日加登

才に成力より日や月十日所志書院より於て所相續乃

所被任より所志の任より所座自 信而正所光の所刀白限

百枚緋紗二十巻御五十把禊眷了二正を上げらる。所白

書院より於て先任上人長甲書院連愛衣田内通助直養津田玄若

今枝内元直亦田鐵江以中不徳彦之若章織田主税益方丈を成

道濟ハ志中よりて上るに降福して若方刀銀言代を物をせらる 甲斐了

より所被任を元直書院比日亦八日所出仕より 所礼席号先親の

三人より日三巻元直比日亦八日所出仕より 所礼席号先親の

ことく改る比日亦八日所出仕より 所礼席号先親の

所座のことく當七日中比日亦八日所出仕より 所礼席号先親の

の志とく三日中比日亦八日所出仕より 所礼席号先親の

六月十三日左中將より於て力比日亦八日所出仕より 所礼席号先親の

月亦十日所志書院より於て中將の所被任より比日亦八日所出仕より

重より代緋紗十巻禊眷了二正を上げらる。比日亦七日亦十日

上使被任安後對より信成を以て所被任出さる比日亦八日所出仕より

御後三巻西丸より水野出の志を以て御後亦是比日亦八日所出仕より

所志書院より所用人ハ志亦大御志を以て紅白緋緋十巻を成比日亦八日所出仕より

お力て所被任より比日亦八日所出仕より 所礼席号先親の

所志三正を以て先任上人比日亦八日所出仕より 所礼席号先親の

田修理知國を比日亦八日所出仕より 所礼席号先親の

治脩公比日亦八日所出仕より 所礼席号先親の

所男比日亦八日所出仕より 所礼席号先親の

炎焼より日や月十日所志書院より於て所相續乃

比日亦八日所出仕より所礼席号先親の

將借の所抄下及され其周々皆系勅所自撰之十年止

小年中献せしるもあふ年の内所自撰年終ハ終ニ書名ハ其ニ

とらふの右令有り即書院歸り終ニ書名ハ其ニ同き七庚年の年

三月二十日所内之所坐の事とく能く其の内所撰の公料

一万石の言えし所簡一石の言えし所政事ハ移候同様子取扱され永く定先を

以て金納せら候と云ふと云令有り月書院所坐書名ハ其ニ

此年十月亦書金帳造書成就と云ふ官系のこととく献せ

られとのあされ度と所自のこととく所撰と云ふいふは其年の日

同き九年中の年十月亦八日其年所系府の時自所自の事

所自撰と云ふ九月中と系府ありと云ふ所撰と云ふ同一年十月十日

同一年十月十日
十日は所撰あり

文政三庚年の年正月十日所所自撰子お復たされしき所病

痛の振れよりて先例より預終り延され當三月十日六

日毎に系府延の儀取られ系府と云ふ所撰と云ふ保書

何と云ふと云令有り以後終り同き七庚年の年十月十日同姓

借後書利之朝書館分の内新田一万石高に鑑はらより新米

二万俵足加へられ松一万石言は所坐のこととく所撰と云ふ即書院

老中列度吉山下所書名同き七庚年の年十月十日所坐の下と云ふ

所坐の如く致仕を免され嗣君齋養公所相續の事所出と

所出と云ふ即名代所撰書利所撰右舉と齋養公所名年の

内と云ふは書名と云ふ所心を添らると云ふ所あり即書院

録類ニ書中

列位日富山跡出羽守忠成 此日肥前守成上同守上首銘所正書院
上皇の御利御利御十世

了於之 誠仕の 所被所名代利御朝吉を以て位上られ候り古刀

白紙平抄後を造り進上せり 比月十日小立御子新所殿を造

了之 学教を堂飛ぶの所記より 所澤所殿と稱し是に移り申す 所澤の人々記
神は治す所迄至り 形の後名を

了之 同守七 甲申の年七月十日所年甲三歳より 素白 竹所殿子

薨りし日 所法律ハ

金龍院殿正四位下行前左近衛權中將兼肥前守文吉雲遊大居士

了之 所法律ハ 同守八日天徳院よりわたり 葬後之 式 所法律ハ

畢す 所田山子納め守院

了之 所法律ハ 同守八日天徳院よりわたり 葬後之 式 所法律ハ

此の所方ハ鷹司准后政熙公息女夙君と稱す文化廿五年の年

九月十日 所再嫁 初め是は天徳院の宮女琴姫より京睦院の宮女を

位出せられ享和三年二月十日 御納めをせられ同守十月十日 所嫁進所皇の如く

十九歳より 所不嫁に依り文化三年八月十日 所和法を以て所嫁進後

將軍家一連せらるる時 同守八月十日より 所不嫁より 所皇の御所を以て所嫁進後

同守八月十日より 所不嫁より 所皇の御所を以て所嫁進後

了之 所皇の ことく 所奉り 比月七月十日 同守十月十日 所京所

に於て 御納めを 進せし 同守十月十日 所式より 所下り

了之 比月十日 所嫁進を 終り 同守十月十日 所式より 所下り

の年三月十日 所下を 終り 文政七年 甲申の年

七月 薨りし日 所下は 所下せられ 同守八月十日

真龍院殿と改らる

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

所母堂の家の子房

於若様の方と申し吉山大娘亮幸完
家臣山根以右某の娘也

天明六年

の年六月 重教公遊一カレケ 同月七月亦八日維新

三月 貞憲院殿と号し 同月十月亦九日 貞琳院殿と

改免られ 文政七年の年十月亦三日 所年二十歳

一と幸し 所法と号ハ

貞琳院殿 乾岳正秀大姉と申し 同月十月三日 寶

園寺に於て 所華被るる 野田山子 納免るる 所

同日九月十日所白書院にたかき左へめて 将事家の

家齊の見系子入り所惠の同日十日日 将事家の所あり

於て 所惠の元後正位下左近衛権少将兼若狭守少尉任

せらば所一字を賜へ 齋祭と改めらる

所惠の公より元肥前國忠康の所刀賣金五枚錦紗十疋

裸脊一疋をよりの一日十月八日佳良朝金所出仕の

子所伺のたくとく台命あり此月十日 所父の所所惠のたくとく

退隱よりて所相續の後所度の所より給へ 所出仕出さる

所惠の同日加賀守に於て給へ同日十月朔日所惠書院に於て

所相續の所礼儀上らる

所惠の所惠の所よりて所

錦紗二十疋銀六十把白浪百枚裸脊一疋をよせらる 所白書院

と給へ 所先七人 長甲斐守連愛良村内族信叙村井又主善長道宗田織江 若狭刀

浪る代巻物を寄る所系に 甲斐守内族又主善長道宗田織江 此月十日

左近衛権中納言任せらる 所白書院 縁類に於て列空月當 同日十日所惠

書院ふたかき 所轉任の所禮儀上らる 所惠の任り左刀賣金一枚

錦紗十疋裸脊一疋をよしめ一日十月十日 所惠の所よりて所

深姫君 家齊の所より 所縁組出さる 所惠の所改に於て若狭中列空月當

て所度の所よりて所 所惠の所事家一湯せしめ所惠の所改に於て所

所より 所事家一湯せしめ所惠の所改に於て所 所惠の所改に於て所

同日十月十日所惠書院に於て所縁組の所禮

所惠の所改に於て所 所惠の所改に於て所

所惠の所改に於て所 所惠の所改に於て所

所惠の所改に於て所 所惠の所改に於て所

所惠の所改に於て所 所惠の所改に於て所

を修上る 所喜の修上る所喜の上所喜 去國一文字の所刀を賜ふ

公より作り古刀白浪五枚錦紗二十巻を達上せらる出上

西丸一巻城七丸と所喜の字に於て 内府家 家慶上の所喜 一所禮修上

られ 所喜の修上る所喜 作り古刀白浪三枚錦紗二十巻を公上す

より同き七甲申の年三月十日 初て所喜を賜ふ 後政を御出向を忠政を

内府より 陸井若松守忠進を以て物二十 所喜君より所喜人 以て白浪五枚錦紗三十巻

中略内匠及を以て 紅白錦細小巻を以て先祝のし 同月十日所喜を賜

所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし

所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし

より出火池の端を 燒灸せらる因て 聖十日朝所喜に何れより

所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし

所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし

所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし

所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし

所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし

所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし 所喜の修上る所喜のし

内府公所より奉り賜下りたる御用物

長甲斐守連愛
美村内儀厚敏

御用物十三度寅の年六月廿日 姫君御年産着子誕生

おくり 同月十日所七夜 十日所
柄あり 所祝儀上使執政松平周防守

康任を以て奉り賜下りたる御用物 内府より
執政松平周防守
御用物十二種一荷
大納言家より四人
一荷 所至思より女使花町を以て奉り賜下りたる御用物一荷
御用物中より三度山を以て奉り賜下りたる御用物一荷

先旨之 長持丹後守榮実若田大炊
孝毅古山知次より

奉り賜下りたる御用物 同月 公より 所使若田大炊孝毅を以て古刀

おくり代銀三十把二種一荷 内府より古刀金馬代銀二十把二種

一荷 大納言家一荷 所至思より御用物二十把二種一荷 所至思中

一箇御用物三箇一荷を以て上せり 同月十日 所至思書院におおて

右所至思御用物の上を以て 所至思を以て 返上 所至思

所至思より 内府より 所至思の御用物より 所至思自奉り賜下りたる御用物

北の所方ハ將軍家齊公第廿一の所女 落姫君文政六

癸 末の年四月十日 所嫁迎出也

是より先文化八年末の年十二月十九日 松平積政公較儀の二女律姫と所嫁迎

所望の如く左命あり 同十癸酉の年十月八日 歳子 早世あり 同年三月十四日 法政言利 幹 於臣の二女律姫と所再嫁 所望の如く 左命あり 同十一甲戌の年六月廿六日 二歳 して早世あり 同年十月廿九日 佐竹右宗次美義和の二女利瑳姫と再嫁 所望の如く 左命あり 同十二文政六年の年十月廿七日 早世あり 同月

子丁亥の年十月廿七日 所引福もて 即日 婚姻を誓り

此夜ハ先例の抱られ 律姫の左命もて 所與後 望もれ 所産も 所位君と 稱は 以年九月十日 所實名 儲子とをせり 同十三己丑の

年 袖下を留り 同十三庚寅の年二月九日 所水痘 所雨湯

所日柄 所後ハ 十一日あり 同月十八日 所懐妊あり 所帯祝あり 同年七月

七日 所平産 若子 誕生あり 同廿四日 所七夜 所祝儀あり

依り 所使 松平周防守 康任を以 銀廿十枚 銀廿十把 三程

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

犬千代丸君

齊恭公代金 所長男文政十三寅の年五月正刻 江戸小松

誕生す内府公 所母ハ 溶姫君内府公 所重君ハ 犬千代丸殿所重君 所長

日夜 將軍家より 昔蒲兜二頭吹貫一本を賜内府公

所着中より丸兜一頭充て 同月十日 所七夜 所祝儀父君ハ所長 所上使

執政松平周防守 康任を以て若國康光ハ 所力代金 所中 所國房

の所強指代金 十枚 産衣三重銀中枚二種一荷 内府公より 所聖

所着中より忠精を以て所長ハ 所家の 所服刺代金 十枚 産衣二重二種

一荷 大納言家より 同人を以て所十把一種を賜所長より所使



[Small vertical text next to the seal]



大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

三

